特定非営利活動法人源氏藤袴会

定　　款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人源氏藤袴会という。

第２条

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、京都古来の原種藤袴の保全・育生や藤袴祭開催に関する事業を行い、地元住民に対し、藤袴の魅力とその効用・活用法を広めることにより、自然環境の保全、地域の歴史・文化・伝統の継承及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）観光の振興を図る活動

（４）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（５）環境の保全を図る活動

（６）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

① 藤袴の保全・育生

② 藤袴祭の開催

③ 藤袴を用いた製品の製造販売

④ 藤袴に関する講演会

⑤ こども園・小・中・高校・大学における藤袴の育生や研究の支援

⑥ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

（２） サポート会員 この法人の目的に賛同して、法人の活動を支援する個人及び団体

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとする者は、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３ 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１） 退会届の提出をしたとき。

（２） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３） 継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４） 除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） この定款に違反したとき。

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員
（種別及び定数）
第１３条 この法人に次の役員を置く。
（１） 理 事　３人～10人
（２） 監 事　１人～２人
２ 理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）
第１４条 理事及び監事は、総会において選任する。
２ 理事長は、理事の互選とする。
３ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１５条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２ 理事長以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しない。
３ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
４ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５ 監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第２０条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

（種別）

第２１条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条 総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び活動予算

（５）事業報告及び活動決算

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）会費の額

（８）会員の除名

（９）資産の管理の方法

（１０）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（１１）事務局の組織及び運営

（１２）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、第27条及び前条第２項、次条第１項第２項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印しなければならない。

３ 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

（構成）

第３１条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）事業計画及び活動予算の軽微な変更に関する事項

（４）予備費の執行に関する事項

（５）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条 理事会は、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第３６条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３７条 各理事の表決権は、平等とする。

２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３ 前項の規定により表決した理事は、前条第２項、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３８条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３） 審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が記名押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第３９条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄附金品

（４）財産から生じる収益

（５）事業に伴う収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第４０条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第４１条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４２条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４４条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第４６条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４８条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４９ この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第５０条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５１条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５２条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５） 破産手続き開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５４条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第５５条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章 雑則

（細則）

第５６条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　馬場　備子
理　事　　寺田　圭志
理　事　　倉地　郁子
監　事　　廣瀬　純子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０２８年5月３１日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から２０２７年3月３１日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員
・年会費　　2,000円

(2) サポート会員
・年会費　1口以上（1口2,000円）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人　源氏藤袴会

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	馬場　備子	[redacted]	有
理事	寺田　圭志		無
理事	倉地　郁子		無
監事	廣瀬　純子		無

(備考)

1　「氏名」,「住所又は居所」,「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。

2　「氏名」,「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第３条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。

3　「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。

4　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

京都市西京区大原野明治池で発見された藤袴は、京都に自生する古来種であり、万葉時代以前から京都に自生していた植物である。しかし近年では絶滅寸前種となっており、その保全と育生が重要な課題となっている。

藤袴は、地中の微生物や昆虫の生態系を支えるとともに、特に多種多様な蝶々を呼び寄せる特性を持っている。中でも、京都において絶滅危惧種となっている渡り蝶「アサギマダラ」の再生に寄与し、藤袴の育生は生物多様性の保全と自然環境循環の回復に貢献するものである。また、京都においては、古来より花が歴史や文化と深く結びついている。京都の代表的な祭礼である葵祭のフタバアオイ、祇園祭で用いられるヒオウギ・粽のササなど、植物は祭礼や仏事と共に長い歴史と伝統を育んできた。藤袴は祭礼と直接の関わりはないものの、平安時代には貴族から庶民までがその香りや薬効を生活の中に取り入れていたとされる。このことは『源氏物語』三十帖「藤袴」にも記されており、当時いかに貴重な花として扱われていたかをうかがうことができる。藤袴は、京都の歴史・文化・伝統を象徴する植物の一つである。

私たちは、この貴重な京都藤袴の保全と育生を通じて、その魅力と価値を広く社会に伝えることを目的として活動を行ってきた。また、京都の新たな風物詩として広めることを目指し、文化遺産の多い地域を中心に、地域住民と関係団体と連携した活動を進めている。毎年秋の藤袴満開時に「藤袴の香りが街を包む藤袴祭」を開催し、藤袴の展示と文化遺産を巡るスタンプラリーなどを実施している。これらの取り組みにより、地域住民と関係団体が一体となり、歴史・文化・伝統を生かした地域づくりの機運を高めてきた。

さらにこれらの活動は、近年深刻化している地球温暖化などの環境問題について考える契機ともなり、私たちの生活と自然環境の関係を見直す機会ともなっている。

また、藤袴祭の開催は、地域の歴史・文化・伝統を再認識する場となるとともに、世代を超えた交流を生み出し、地域住民同士のつながりを深める役割も果たしている。地域社会において人間関係の希薄化や孤立化が課題となる中、藤袴の保全育生活動を通じた共同作業や交流は、人と人との触れ合いを生み出し、楽しさや生きがいを感じられる機会を提供している。

さらに、藤袴の有用成分に着目した製品つくりや普及活動も行い、その効用を広く周知することで、保全育生活動の意義への理解を深めてきた。これらの取り組みは、藤袴の保全のみならず、地域活性化や環境意識の向上にも寄与している。

しかしながら、活動の広がりに伴い、安定した運営体制の確立や明確な会計管理、社会的信頼性の向上が必要となってきている。

今後、京都藤袴の保全育生活動を継続的かつ発展的に推進するためには、組織基盤を強化し、社会的責任を明確にした法人として活動することが必要である。

そのため、本会は特定非営利活動法人を設立し、地域社会と連携しながら京都藤袴の保全・育生活動を推進し、自然環境の保全、地域文化の継承及び地域社会の活性化に寄与することを目的として設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

当会は、絶滅寸前種である京都藤袴の保全育生を目的として２０１５年に設立された任意団体である。設立当初は本会で育生した１００鉢と借用した花２００鉢を展示した第1回藤袴祭から活動を開始した。その後、活動の広がりとともに育生規模も拡大し、現在では本会８００鉢を直接育生するまでになった。さらに、本会から株分けした苗の育生に参加する団体・個人も地元や近隣地域へと広がり、藤袴祭のメイン会場及び周辺地域に持ちこまれる花鉢は、合わせて１５００鉢を超えるまでに拡大している。

毎年秋に開催している「藤袴祭」においては、展示数も２０２０年頃を境に１０００鉢規模となり、寺町通の歩道両側の植栽帯に植えられた藤袴も３０カ所を超えるまでに増加した。花の増加とともに祭りの参加者も増え、現在では約１００００人規模の来場者を迎える行事へと発展している。

また、２０２０年には藤袴の薬用効果に着目し、藤袴を用いた「藤袴湯」を初めて銭湯にて実施した。祭り期間４日間を地元の銭湯「玉の湯」で開催したところ、各新聞社にも大きく取り上げられ話題となった。

さらに年々参加施設が増加し、２０２５年には７軒の銭湯に加え、京都に２軒しか残っていないかま風呂の一つ平八茶屋も参加、８カ所で藤袴湯を体験することができるまでに増加した。この年から「自分の育てた藤袴でお風呂に入ろう！」をキャッチフレーズに学区で育てた藤袴で学区のお風呂屋さんに入るという地産地消の取り組みをしたところ、半数以上のお風呂屋さんで目標が達成できた。また、今までは秋の藤袴祭り時の取り組みのみであったが、２０２５年から京都は初夏の菖蒲湯から藤袴湯へ戻す取り組みをしたところ７軒の銭湯が参加、入浴者約２０００人が体験した。これらの銭湯と春・秋２回の協力共働活動は今後の保全・育生活動と藤袴物販に大きな影響力を持つことが十分予想される結果となった。

本会の大きな活動発展の節目は２０２０年度に京都市から京の生きもの・文化協働再生プロジェクトの第２４号認定、２０２３年度は京都環境大賞の奨励賞で環境と調和した持続可能な社会への貢献が認知されたことにより、それまでの関係団体は藤袴の育成団体との繋がりだけであったが、企業参加のKES環境機構の協力と後援参加によって拡がっていった。藤袴の保全育生活動が滅び行くものを京都市民に警告し、必死に守り育てるということが現代において自然環境保護活動に貢献することに繋がるという目標が明確になり、そのことを明示するためのリーフレットを作成した。これは本会メンバー・各育生団体にとって大きな力となった。

保全育成の部では２０２０年村田機械（株）が脱炭素で取り組んでいる藤袴の育生について教えてほしいということから始まり、挿し芽時期に関係者４人が来訪、本会の藤袴を見て「会社の藤袴と違う」ということで園芸種を育生していたことが分かり、その場で、会社で育生中の園芸種を処分して本会からの芽を育てたいとの申し出があり１００芽を渡した。現在では本社から支社へと保全・育生活動を拡げ、秋の満開時には会社を挙げて独自に写真フォトコンテストを開催している。翌年にはGS石田（株）が同じく、挿し芽を欲しいと来訪され会社内で保全・育生活動を推進している。

また　近隣地域にあっては京都の出雲阿国顕彰会が東山四条大橋にある阿国像の周りに出雲でも藤袴が盛んなので連動して保全・育生活動をしたいと協力支援した。今では毎年秋になると阿国像の周りに藤袴の花が咲き乱れ隣接する宮川町の置屋さんの門口にも飾られるようになっている。昨年は会長の自宅近くの市立堀川高校の園庭に「堀川を美しくする会」と共同して育生を推進し、秋には町中でイベントを開催した。

また、２０２３年から中京・上京の周辺地域の京極小学校、高倉小学校が参加し、本会活動地域内の４小学校と１中学校のすべてが保全・育生に参加することになった。２０２４年に本会活動地域と隣接する竹間自治連合会所属の竹間公園愛護協会の依頼で１００芽を渡し公園一杯に藤袴が育生されている。２０２６年には地元の銭湯「初音湯」に花を渡し、藤袴湯を実施されている。

保全・育生は温暖化の影響で２０２３年藤袴にウイルスが発生し、多くの花が影響を受けた。そのことから府立桂高校に調査研究を依頼しウイルス除去の芽づくりと暑さ対策の方法など指導をしてもらい、祭りにはその研究発表や学校で育てた花卉や野菜の販売をしてもらい多くの祭り参加者に喜ばれるイベントワークとなっている。

また、増加する育生の苗の確保のため２０２３年から農家２軒と契約を始め年々数量を増加してもらっている。

地元他団体との連携共同活動は２０２３年から藤袴と同時開催の高瀬川保勝会主催の「舟祭り」に３０鉢貸し出し一の舟入の高瀬川に設置したところ大きな賑わいを見せた。２０２５年には藤袴祭のメイン会場となる寺町会が初めて寺町通を歩行者天国とし、商店街と一体となった町づくりを実施した。

また２０２４年には、市内の藤袴育成団体が１０年前に大原野で開催した「藤袴サミット」を継承する形で本会が中心となり本会１００鉢と他の育成団体３００鉢を持ち込み梅小路公園朱雀の庭に４００鉢を展示し「藤袴サミット」を開催した。以降、毎年秋には緑化協会との協力のもと、和の花展と連動した展示も行っている。

一方で、活動の広がりに伴い、これまでのボランティア中心で運営してきた本会の体制では、活動の継続性や組織運営の安定性に課題も見えてきた。そのため、２０２３年より新たな取り組みとして障害者施設ひまわりと安養寺フリースクールへ藤袴の育生作業と物販の入浴剤と匂袋の包装依頼をした。現在ではこのひまわりという施設も独自に藤袴のお香を開発し、安養寺フリースクールは自らが藤袴の育生に取り組み、加工して布製の匂袋を作成するまでになり本会と協力共働の関係は一層深まっている。更に、高齢者主体のボランティア体制の課題を補うため、２０２４年からは若年層参加を積極的に呼びかけた。その結果、２０２５年は同志社大学・立命館大学・京都芸術大学などの学生約２０名が育生や祭り運営に参加するようになり、新たな担い手の育成にもつながっている。

また、広報活動としては２０２２年タキイ種苗の『はなとやさい』９月号に本会を特集で掲載、２０２４年８月

京阪電鉄の京阪グループお出かけ情報誌１６万部配布の８月号に掲載、２０２４年９月１８日ＪＲ東海の「そうだ京都へ行こう」のWEBサイトでも紹介されるなど、本会の活動は広く紹介されるようになっている。

しかしながら、現在は会員全員がボランティアによる運営であり、事業拡大や外部からの協力に十分に対応できる体制が整っているとは言えない。今後、安定した組織運営と社会的信頼の向上を図り、活動を継続・発展させていくため、特定非営利活動法人として法人化を申請するものである。

2026年　4　月　15　日

特定非営利活動法人源氏藤袴会

住所又居所 [redacted]

設立代表者　　氏　名　　馬場　備子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から　２０２７年3月３１日まで

特定非営利活動法人源氏藤袴会

1　事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、本会ホームページとインスタグラムや関係諸機関・団体に文書通知する。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
①藤袴の保全・育生	１０月　地域内芽渡しの育生者見守り活動をする。 １１月　刈取り、冬越しの準備、藤袴製品の材料の準備 １２月～３月　冬の育生場所での冬越し	(A)１０月の毎日 (B)革堂行願寺の境内と裏庭において藤袴の成長を見守る。 (C)５人	(D)育生ボランティア (E)育生場所の近隣住民（延べ１００人）
②藤袴祭りの開催	藤袴の保全育生成果を年に１度、中京区・上京区の文化的な建造物を中心に展示発表する。メイン会場の革堂行願寺・下御霊神社・寺町通に藤袴が立ち並び、アサギマダラも飛来する。藤袴と史跡を訪ね歩くスタンプラリー、地域の人が育てた自慢の藤袴コンテスト、藤袴の湯に癒される銭湯・サウナ、藤袴関連のイベントやワークショップなど盛りだくさんで街のにぎわいをつくる。	(A)２０２５年１０月１６日から１９日の４日間 (B)京都御苑周囲一帯地域 (C)延べ３０００人	(D)地域住民、他府県鑑賞者、海外刊行者 (E)延べ１００００人
③藤袴を用いた製品の製造販売	香りの匂袋やアロマ水・入浴用藤袴・美顔石鹸等を製造して販売する。 ・新製品には顧問の近畿大学の駒井先生の指導を受ける。 ・市内銭湯６８軒菖蒲湯から藤袴湯に返還（本来は平安貴族が藤袴湯に入っていたが武士の世になって菖蒲湯になったので）してもらう活動。育生小学校を増やして藤袴湯材料の地	(A)・革堂行願寺毎日 ・藤袴湯の時に銭湯で販売と藤袴湯の材料提供と製品の販売 (B)革堂、下御霊神社 (C)延べ１００人	(D) ・参拝者 ・買い物客 ・入浴者 ・ホームページ申込者 (E)延べ３０００人

	産地消を目指す。年２回春と秋に開催する。 ・健康作りに藤袴の足湯の奨励		
⑤こども園・小・中・高校・大学における藤袴の育生や研究の支援	・将来環境問題に関心をもち直面する課題に取り組んでもらう後継者として藤袴の育生を通じて地域の藤袴湯を子供たちの藤袴で担い地域の人に喜んでもらえる健全育生活動を推進する。	(A)２０２７年７月～１０月 (B)御所南小学校、京極小学校、高倉小学校、同心児童館分館・本館、御池あした保育園、黒谷幼稚園、御所東小御所東学童保育所、御池中学校ほか今年度３校ほど検討中である。 府立桂高校 (C)延べ１５００人	(D) ・育生ボランティア ・市内育生団体 ・銭湯 (E)育生ボランティアと育生場所の近隣住民（延べ３０００人）

２０２８年度の事業計画書

２０２７年４月１日から２０２８年３月３１日まで

特定非営利活動法人源氏藤袴会

1　事業実施の方針

・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、本会ホームページとインスタグラムや関係諸機関・団体に文書通知する。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
①藤袴の保全・育生	4月　鉢の土入れ替えと道具、皿、鉢の手入れ、株分け作業、総会・育生団体交流の開催をする。 5月　挿し芽・定植の準備、用具・土購入準備、鉢の整理、若芽を挿し芽用に育て利用する。 6月　定植を始める、腐葉土の手入れ、土の購入、鉢と皿の洗浄各１０００個、挿し芽の見守り、希望育生団体への挿し芽配布、運搬育生指導講習開催 7月　定植、鉢植え目標１５００鉢・地域内地植４０ヶ所・地域内育生者・団体３００鉢毎日祭り開催時まで朝夕の水やり、歴史資料館、小学校、保育園などに搬入、育生講習会の開催をする。 8月～１０月　地域内芽渡しの育生者見守り活動をする。 １０月　地域内芽渡しの育成者見守り活動をする。 １１月　刈取り、冬越しの準備、藤袴製品の材料の準備 １２月～３月　冬の育生場所での冬越し	(A)４月から毎日作業 (B)革堂行願寺の境内裏庭において冬越し苗の鉢入れ替えと育生者に渡す挿し芽つくりを６０００本育生する。 挿し芽の丈夫な苗が必要なため４０００本分は本会が契約している京北、園部の農家から購入する。 約１か月育生して鉢植をする (C)延べ５００人	(D)育生ボランティア (E)育生ボランティアと育生場所の近隣住民（延べ１０００人）

②藤袴祭の開催	藤袴祭は藤袴の保全育生成果を年に１度中京区・上京区の文化的を建造物中心にお祭という形で展示発表する。 メイン会場の革堂行願寺・下御霊神社・寺町通に藤袴が立ち並び、アサギマダラも飛来する。 藤袴と史跡を訪ね歩くスタンプラリー、地域の人が育てた自慢の藤袴コンテスト、藤袴の湯に癒される銭湯・サウナのコラボや藤袴に関連したイベントやワークショップなど盛りだくさんで街のにぎわいを作る。	(A)２０２７年１０月中旬の４日間 (B)京都御苑周囲一帯地域 (C)延べ３０００人	(D)地域住民、他府県鑑賞者、海外刊行者 (E)延べ１００００人
③藤袴を用いた製品の製造販売	香りの匂袋やアロマ水・入浴用藤袴・美顔石鹸等を製造して販売する。 ・新製品には顧問の近畿大学の駒井先生の指導を受ける。 ・市内銭湯６８軒菖蒲湯から藤袴湯に返還（本来は平安貴族が藤袴湯に入っていたが武士の世になって菖蒲湯になったので）する活動のため、育生小学校を増やして藤袴湯材料の地産地消を目指す。年２回春と秋に開催 ・健康作りに藤袴の足湯の奨励 ・通販事業 ・クラウドファンディング事業	(A) ・革堂行願寺毎日 ・藤袴湯の時に銭湯で販売と藤袴湯の材料提供と製品の販売 (B)革堂、下御霊神社 (C)延べ１００人	(D) ・参拝者 ・買い物客 ・入浴者 ・ホームページ申込者 (E)３０００人
④藤袴に関する講演会	植物学の研究者等に年に１回の講演をお願いする。	(A)夏６月～７月の間に１回開催する。 (B)公共施設の会議室等 (C)延べ３０人	(D) ・参拝者 ・買い物客 ・入浴者 ・ホームページ申込者 (E)延べ１００人
⑤こども園・小・中・高校・大学における藤袴の育生や研究の支援	・将来環境問題に関心をもち直面する課題に取り組んでもらう後継者として藤袴の育生を通じて地域の藤袴湯を子供たちの藤袴で担い地域の人に喜んでもらえる健全育生活動を推進する。	(A)２０２８年７月の１ヶ月間 (B)御所南小学校、京極小学校、高倉小学校、同心児童館分館、本館・御池あした保育園、黒谷幼稚園、御所東小御所東学童保育所、御池中学校、など。府立桂高校 (C)延べ１５００人	(D) ・育生ボランティア ・市内育生団体 ・銭湯 (E)育生ボランティアと育生場所の近隣住民（延べ３０００人）

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から 2027 年3 月 31 日まで

特定非営利活動法人源氏藤袴会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	60,000		
		60,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	530,000		
		530,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
		100,000	
4.事業収益			
藤袴保全育生事業	400,000		
藤袴祭事業	436,508		
		836,508	
5.その他収益			
広告料	90,000		
		90,000	
経常収益計			1,616,508
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	120,000		
福利厚生費	140,000		
人件費計	30,000		
(2) その他経費	290,000		
育生費			
会議費	148,000		
印刷費	85,000		
旅費交通費	500,000		
通信費	70,000		
支払利息	23,508		
その他経費計	10,000		
事業費計	836,508		
		1,126,508	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
給料手当	30,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	30,000		
(2) その他経費	170,000		
会議費			
旅費交通費	25,000		
謝礼金等	25,000		
消耗品費	150,000		
広告宣伝費	50,000		
雑費	20,000		
支払利息	50,000		
その他経費計	10,000		
管理費計	320,000		
		490,000	
経常費用計			1,616,508
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度　活動予算書

2027年　4月　1日から 2028 年　3月　31 日まで

特定非営利活動法人　源氏藤袴会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
		60,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	530,000		
		530,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,099,442		
		1,099,442	
4 事業収益			
藤袴保全育生事業	400,000		
藤袴祭事業	436,508		
		836,508	
5 その他収益			
広告料	90,000		
		90,000	
経常収益計			2,615,950
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	240,000		
給料手当	283,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	623,000		
(2) その他経費			
育生費	348,000		
会議費	170,000		
旅費交通費	140,000		
通信費	82,000		
印刷費	600000		
支払利息	20,000		
その他経費計	1,360,000		
事業費計		1,983,000	
2 管理費			
(1) 人件費	120,000		
役員報酬	60,000		
給料手当	100,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	380,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
謝礼金等	180,000		
消耗品費	122,950		
広告宣伝費	30,000		
雑費	200,000		
支払利息	20,000		
その他経費計	652,950		
管理費計		1,032,950	
経常費用計			3,015,950
当期経常増減額			-400,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-400,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-400,000